



トピックス

2020年4月1日より中小企業にも**残業時間の上限規制が適用！！**☆ **残業時間の上限が法律で規制されます！！**

◎ 残業時間の上限

《原則》 月45時間・年360時間

※ 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

月45時間とは ⇒ **1日2時間**程度の残業

《臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合》

- ・ 年720時間以内
- ・ 複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
- ・ 月100時間未満(休日労働を含む) **を超えることはできません。**

月80時間とは ⇒ **1日4時間**程度の残業

※ 原則である月45時間を超えることができるのは、**年間6ヶ月**までです。

《適用猶予・除外の事業・業務》

【猶予】 自動車運転業務・建設事業・医師・砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)
⇒ **改正法施行5年後**に、上限規制が**適用されます。**

【除外】 新技術・新商品等の研究開発業務
⇒ 上限規制は**適用されません。**

雇用保険料率の変更について

令和2年4月分からも保険料率の変更はございません。

	労働者負担	事業主負担
一般の事業	3/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000
建設の事業	4/1000	8/1000

杉岡法律会計事務所
社会保険労務士 松野 理絵
0833-72-6094